

豊橋市環境測定機器貸出事務取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、市民が生活環境に関する調査を行うに当たり、市が所有する環境測定機器（以下「測定機器」という。）の貸出しについて、必要な事項を定め適正な事務処理の実施を図ることを目的とする。

(貸出機器と貸出窓口)

第2条 貸出しを行う測定機器は、次のとおりとする。

測定機器の種類	機種	所有台数
(1) 普通騒音計	リオン NL-06	1
	リオン NL-42	1
(2) 振動レベル計	リオン VM-55	1
(3) 放射線測定器	HORIBA Radi PA-1000 (簡易測定キット PA-K 含む)	2

2 測定機器の貸出窓口は、環境部環境保全課とする。

(貸出対象者)

第3条 測定機器の貸出対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に居住している者
- (2) 市内に事務所を有する個人又は法人その他団体

(測定場所)

第4条 測定する場所は、原則として豊橋市内に限る。

(貸出台数)

第5条 測定機器の貸出台数は、1回につき測定機器の種類ごとに1台とする。

(貸出日時と貸出期間)

第6条 測定機器の貸出・返却日時と貸出期間は、次のとおりとする。

測定機器	貸出・返却日時	貸出期間
(1) 普通騒音計 (2) 振動レベル計 (3) 放射線測定器	市役所本庁舎開庁日の午前9時から午後5時まで。	貸出しの日から最長7日間まで。ただし、返却日が市役所本庁舎閉庁日になる場合は次の開庁日まで。

(貸出手続)

第7条 測定機器の貸出しを受けようとする者（以下「申込者」という。）は、あらかじめ市へ電話又は窓口で貸出しの予約を行わなければならない。

- 2 予約は、貸出しを受けようとする日の1か月前から行うことができる。
- 3 申込者は、豊橋市環境測定機器貸出申込書（別紙様式）を市長に提出するものとする。
- 4 前項の申込み時に申込者は、窓口にて運転免許証その他申込者本人であること及び豊橋市内在住であることが確認できる書類を提示しなければならない。
- 5 申込者が、第3条第2号に該当する者として申込みをする場合は、申込み時に窓口にて前項に定めた書類とともに、市内に事務所を有することを確認できる書類、社員証等を提示しなければならない。
- 6 予約に当たり申込者は、1か月あたり2回までの予約を行うことができるものとする。ただし、市長が認めた場合には、この限りではない。

（貸出し）

第8条 市長は、第7条第3項の申込みがあったときは、その内容を確認し適当と認めたときは申込者に測定機器を貸し出すものとする。

（禁止事項）

第9条 測定機器の貸出しを受けた者（以下「借受者」という。）は、測定機器を使用して次に掲げる行為をしてはならない。

- （1）営利を目的として料金を徴収すること。
- （2）第三者に譲渡又は転貸すること。
- （3）公共の秩序を乱すおそれのある行為をすること。

（借受者の責務）

第10条 借受者は、測定機器の使用上の事故について、一切の責任を負わなければならない。

（返却）

第11条 借受者は、貸出しを受けた測定機器の破損や異常等の状況を確認し、貸出期間内に返却しなければならない。

- 2 市長は前項の返却があったときには、測定機器が正常に作動することを確認するものとする。

（賠償）

第12条 借受者は、借り受けた測定機器を破損、汚損又は紛失したときは速やかに市へ報告し、市の指示に従い、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めたときは、この限りでない。

（協力）

第13条 市長は借受者に対し、測定値等のデータの提供その他の協力を求めることができる。

（その他）

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年3月21日から運用する。

附 則

この規程は、平成28年6月10日から運用する。

附 則

この規程は、令和元年5月1日から運用する。

附 則

この規程は、令和2年2月1日から運用する。

附 則

この規程は、令和2年8月17日から運用する。

附 則

この規程は、令和2年12月28日から運用する。

附 則

1 この規程は、令和8年2月2日から運用する。

2 この規程の施行の際、改正前の豊橋市環境測定機器貸出事務取扱規程の規定により作成されている別紙様式は、改正後の豊橋市環境測定機器貸出事務取扱規程の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

豊橋市環境測定機器貸出申込書

年 月 日

豊橋市長 様

申込者 住所又は所在地
氏名又は名称
電話番号

豊橋市環境測定機器貸出事務取扱規程第7条第3項に基づき、環境測定機器の貸出しを受けたいので、下記のとおり申込みします。

なお、これを破損、汚損又は紛失したときは同規程第12条に基づき、その損害を賠償します。

記

貸出期間	年 月 日 ~ 年 月 日
貸出機器	() 普通騒音計 () 振動レベル計 () 簡易放射線量測定器
測定場所・目的	
窓口来庁者氏名 (法人・団体の場合)	
貸出要件	<ul style="list-style-type: none"> ・測定する場所は原則として豊橋市内に限る。 ・借受者は測定機器の使用上の事故について一切の責任を負わなければならない。 ・以下の事項を禁止する。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 営利を目的として料金を徴収すること。 (2) 第三者に譲渡又は転貸すること。 (3) 公共の秩序を乱すおそれのある行為をすること。

事務処理欄 (申込者は記入しないでください。)

貸出	本人確認	運転免許証 ・ マイナンバーカード ・ その他 ()			
	市内に事務所を有することの確認	社員証 ・ その他 ()			
	貸出機器番号	NL-06 ・ NL-42 ・ VM-55 ・ PA-1000① ・ PA-1000②			
	貸出確認				
返却	返却確認	年 月 日 正常に動作することを確認しました。返却確認者 ()			
	備考				